

反覆可能性の法

—デリダ『有限責任会社』と行為遂行性の問題—

宮崎 裕助

ジャック・デリダの膨大な著作群にアプローチするにあたつて、一九七一～八八年の間に書き継がれた『有限責任会社』(J.-L.オースティンの言語行為論の読解を含む「署名出来事コンテキスト」)(一九七一)、この論文に対しジョン・R・サールによつてなされた批判に再応答している「有限責任会社abc...」(一九七七)、さらにはこの一連の(デリダ＝サール論争)に対して寄せられた質問状への公開書簡として発表された「後記」——討論の倫理にむけて」(一九八八)の三編のテクスト)⁽¹⁾を出発点に選ぶことは、それらのテクストが「論争」や「公開書簡」といった、あまり自律的でない外見——つまり「主著」とはなりえないような——を呈していることからすれば疑問がないわけではない。にもかかわらず、というよりむしろそうした外見ゆえに(この外見に含意される「寄生性」のロジックこそが、以下を見るようにそこで主要な問いを形づくるのだが)、『有限責任会社』は、おそらく次の点において、デリダを読み始めるために不可欠な導入的価値を与えていた。(一)アプローチ上の側面。デリダのいわゆる哲学史上の立場は、通常、現象学および存在論に始まる解釈学的ないしテクスト論的展開の一つと見なされている(初期のアカデミックなフツサール研究、脱構築(déconstruction)とハイデガーの「解体」(Destruktion)との緊張関係、存在論(ontologie)と幽在論(hantologie)、等々)。しかし脱構築の本領が諸言語、諸ジャンル(哲

学、文学、芸術、政治、精神分析……)の横断であることを裏付けるかのように、デリダの言語行為論への介入は、「大陸哲学」と「英米哲学」という)「二つの顕著な哲学的伝統の対決」⁽²⁾という見かけを喚起する」とで、「フランス現代思想」に関心のない哲学研究者のみならず、他の多くの読者に対しても読解の場を開いてきた。確かに言語行為論は(日常言語を分析対象にするといった)性質上、むしろ現象学等よりも、固有に哲学的な専門語を組織的に駆使するといったことが比較的少ない分アプローチが容易に思われ、またその分デリダ自身の立場も尖鋭になるという利点がある。実際、三つのテクストの明らかな文体的差異(学会報告、論争の応答、公開書簡)は、その立場(の差異)を際立たせる歴史的ないし戦略的な諸コンテクストをそれぞれに記し付けるだろう。(二) 脱構築のコンテクストに内的な側面。デリダ当人がこうした布置を積極的に活用している。まずもつて、結果的に自らの言語論、テクスト論を特徴づけるのに主要な役割を果たすこととなつた「反覆可能性」(反覆 *itération* は以下に見るよう)に反復 *répétition* とは厳密に区別される⁽³⁾ という概念(正確には「準概念」といまる)が「署名 出来事 コンテクスト」においてはじめて明示的に前景化している⁽⁴⁾。そもそもデリダの言語行為論読解は「批判」「反駁」「対決」といった否定的で対抗的な企てとして受け取られるべくではなく、「返答を試みる」(86 [101])なかで「プログラム的な状態にとどまつてゐるものもある仕方で限定する」と⁽⁵⁾、実際にそれを展開すべく引き受けることを目指すものであり、確かにこれを受けて七〇年代後期以降(英語圏進出以後)のデリダは、最近に至るまで、自らのキーワードの一部として言語行為論の用語(パフォーマティヴ／コンスタティヴ、発語内的ないし発語媒介的な力、使用／言及、約束／脅迫、等々)を積極的に援用している。その際これらの語が、とりわけ『法の力』(一九八九—九〇)以降顕著なように、いわゆる「倫理－法－政治的」主題系と密接に結び付くことに留意する必要がある。(三) 外的な側面。こうした言語行為論の変形や再錬成はデリダや脱構築の読解の文脈に限定されではない。言語行為論そのものの展開は、哲学内部の文脈(分析哲学、解釈学、語用論等)だけでなく、法哲学(とりわけ H·A·ハイ

ト)⁽⁶⁾、言語学、文学理論、精神分析といった諸領域にも幅広く波及しており、脱構築における介入の内実に応じて、それらの展開が蒙る諸効果を測定し、その帰結を最大限引き出すことが期待される（そもそも言語行為論の「純粹な」継承はここで企図ではない。以下でも問われるよう、それが構造的な排除によって自らの正統性を僭称する「我有化」を内包する限り、あらかじめ制限された身振りであるということ（純粹と不純の共謀関係）はそれ自体脱構築の問題の一つである（85ff. [100]）。

以上の仮設的な価値のすべてをここで逐一検討するのではなく、本論考では——紙面の制約からも——さしあたり、(一)の側面に議論を集中させることにしたい。なぜなら、他の二側面の価値を有效地に評定するためには、当然ながら、それ以前にデリダの言語行為論読解が、そうするに見合うだけの内在的な理論的介入であるという前提が説明されなければならないからである。それは確かに「介入」だろうか。だとすれば、この介入はどのようなものか。どの程度までそうなのか。あるいはむしろ実際、どのような方向において把握されるべきだろうか。

一 反覆可能性のプロトコル

問題の核心へ手短かに接近するために、オースティン、サールに対するデリダの応答を辿つて行くことはせず（これについてはすでに日本語で書かれたいくつかの論文を参照することができます⁽⁷⁾）、まずもつて『有限責任会社』において再三喚起されている「反覆可能性 (répétabilité)」という語に絞つて最小限理解すべく努めよう。実のところ、これは直接に言語行為論のテクストから引き出されたものではなく、「署名出来事 コンテクスト」においても前半部（オースティン読解は後半部）でデリダが自身の言語論の枠組みを要約的に提出しようとする際に導入される。こうした反覆可能性を主題化する限りでは、言語行為論との関連は外在的なものにとどまるおそれがあり（実際この連関は必ずしもデリダのテクストでは明らかとは言えない⁽⁸⁾）、もしそれ以上のものでないとするならば、そ

れに応じて言語行為論のもたらす積極的な諸効果は失われてしまうだろう（後のデリダの言語行為論の積極的援用はたんなる戦略的身振りでしかないことになる）。だが、あわいの関係を問うためには、まずは言語行為論の問題系と混同することなくそこから独立にこの語を検討しよう。反覆可能性とスピーチ・アクト、あるいはむしろ行為遂行性との内在的連関を明確化することはその後の課題である。

そもそも反覆可能性が取り上げられねばならないのは、それが言語の非常に基本的な問い——言語とは何か、何が言語を言語たらしめているのか、何をもって言語は存在し、言語は言語と見なされるのか、等々——に答えるようないかで、言語一般の成立条件として第一に提出されているからである。デリダによれば、この反覆可能性において証示されるのは、言語には、ある構造的な不在が必然的な可能性として内属しているということである。不在とは、当の言語を規整するはずの超越的論審級の最終的な不在、すなわち送り手、受け手、意味、意図、規則、慣習、コード、発信のコンテクスト等々の根底的不在である。どうしたことか。

デリダはそのような不在においてもなお言語が存在するとの限界的なケースを、次のようなエクリチュール（マーク、文字）の例を想定する」とによって喚起している。すなわち「そのエクリチュールのコードは秘密の暗号として一人の「主観」だけによって作り出され知られていたにすぎないほど特有な語法であるといった、そういうエクリチュール」(27 [20])を想定し、彼らが死んだ後にも（それゆえもはやその「正しい」解読コードを確かめる）ことはできない依然としてエクリチュールの暗号のかを問うている。「確かに、人は次の限りでそれはなおもエクリチュールであると言うだろう。すなわちそのマークは或るコード——たとえそのコードが未知であり、また言語的でないとしても、それは問題ではない——によって規整されており、経験的に規定されたしかじかの「主観」の不在において、したがつて究極的にはすべての「主観」の不在において、そのマークの「マークとしての同一性」において自らの反覆可能性によって構成されている、という限りにおいてである」(28 [20])。ハレには起源における

る主觀の（志向の）不在、主觀が規定したはずのコードの不在においてもなお、言語が言語として反覆されうる限り存在するという可能性が示唆されている（解読コードの失われた暗号、未知の異言語、古代人（または「宇宙人」「狂人」……）の文字痕跡、等々）。

反覆されるのは「見ししたところでは「マークとしての同一性」である。しかしいかなる先行する主觀もコードも前提しない同一性とは奇妙なものだ。実のところこの記号的同一性（意味のユニット）は、読み手が自らの解読コード（読解規則）を同時に指定することで創出されたものである。この同一性はたんに恣意的にではなく、それを従わせるコードに即して、すなわち繰り返し適用可能なものとして、それにもかかわらず、同時に当のコードそのものを見出すことで可能になつていて。そうしたものとしてこのマークは依然として伝達可能で、読解可能で、解釈可能である（ゆえに言語は存在する）。したがつて、この場合、その「正しい」解読コードをアシリオリに前提できない限りで、むしろコードは失われたのでも隠されているのでもなく、「構造的に秘密であるようなコードは存在しない」（Ibid.）とさえ見なされねばならない（でなければいかなる翻訳も存在しない）。しかし他方その限りで、つなにこの同一性は構成されると同時に限界づけられ、安定化されぬまま損なわれてしまう。要するに反覆可能性とは、いかなる同一性からも独立して不在そのものにおいて反復するという最小限の再認可能性であり、これは言語の同一性を反復可能にするコードそのものをその都度同時に自己指定しつつ当の同一性を構成する（すなわちまた再破壊し脱構成する）という条件、つまりは同一性の可能性の条件であると同時に不可能性の条件なのである。

もちろんこのような限界ケースにおける言語の成立が、いわゆる通常のコミュニケーション状況（受け手と送り手が理念上現前しており、互いの意図、意味、メッセージをすでに規約的に共有された言語的手段や媒体によって伝達する、等々の想定）に対する反証を提供していると言うだけでは十分ではない。前述の不在を限界ケースに固有の事態と見なす限り、通常の（理念化された）コミュニケーションでは捨象されるべき偶発事として囲い込むこ

とはつねに可能だからである。だが、そもそも限界ケースを「限界的」と規定したまま「通常の」場合から区別するという想定は維持しうるものなのだろうか。エクリチュールのこうした構造がいつたん認められるならば、この不在をたんなる偶發的な経験的不在としてではなく、書かれた言葉であれ話された言葉であれ、言語一般を機能させるための積極的な条件を成す構造的不在として検討する余地が残されている。

確かに「通常ケース」の場合、個々の言語的要素（音調、声、インク、等々）が経験的には多様な現象形態を持つにも関わらず、そこに貫通する一つの形式的同一性（種々のトークンを統一するタイプ）が同定されることで言語は反復可能であると考えられる。この場合の反復はむしろ言語を規約的に組織している諸コード、それらを同定することのできる言語運用者の発語能力（コンピテンス）、あるいはそれらを賦活する主觀意識の志向性、さらにはまた、そうした諸審級が相関的に織り成すコンテクスト、等々に基づいている。その限りでは不在そのものにおいて反復することなどありえず、こうした超越論的審級がつねに言語の反復可能性を統御しているということになる。もちろんこれでは「限界ケース」は説明できない。しかし、だからといってそれはたんに「通常ケース」に対置されるのではない。デリダは決してそうした審級をそのものとして直接批判したり斥けたりしないだろう（ここがデリダ理解の非常に誤解の多いところだ）。例えばデリダはこう問うてている。「発信者あるいは受信者の現前という（見かけ上の）事実は、不在がマークの機能のなかに必然的に自らを書き込む限りにおいて、ある不在の可能性によって複雑化され、分割され、汚染され、寄生されているのではないだろうか？」(97[108]) このとき考慮されているのは、規約性や志向性といった諸審級の古典的な要請の不可避性にもかかわらずそれらを必然的に媒介するといふ不在の構造的 possibility、つまりむしろ、いかに不可避的であるとしてもそれらがつねに不在の可能性において機能していること、あらかじめ不在の可能性によって限界づけられることによって構造化されているということである。説明しよう。繰り返すが、ここで問われているのはこうした諸審級の経験的不在ではない（不在の可能性と言わ

れていることに注意）。より一般的な次元を喚起するならば、実際、コミュニケーションが可能であるということ、そのための最低限の規約は、一個の完結した体系的全体において十全に現前させうる必要はなく、また経験的にも確定不可能と思われるが（そもそも「最低限の規約」をどこに見出したらよいのか、例えば辞書と文法書によつて、コミュニケーションが生ずると見なせるのだろうか、また一つの辞書は完結しうるだろうか、等々）、たとえ有限な規約のリストを人工的に作成するにしても原理的にその作成のための規約、適用のための規約といったメタ規約がつねに要請されるるをえず（クリップキが取り出したウイットゲンシュタインにおける規則隨順のパラドックスを想起できる⁽²⁾）、結局のところコミュニケーションや言語体系の確実な基礎としては、いかなる解釈にも還元されない規則の把握⁽¹⁰⁾、「権威の神祕的基礎」（モンテニューカル）⁽¹¹⁾が一つのアポリアとして立ち現れざるをえない。これは、超越論的審級として確定可能な規約の根源的な不在（無根拠）を可能性として含み込むことなくしてはいかなる規約であれ機能することができないということがある（前述のように反覆可能性はまさにそうした機能の条件である）⁽¹²⁾。また規約を賦活し規整する意図＝志向（およびそれによって中心化されたコンテクスト的全体性）を想定したとしても事態は変わらない。デリダ自身、意図＝志向の概念をむしろ「本質的」と見なした上で、意図＝志向がその表現における「充実性を不可避的に目指すにもかかわらず、それでもなお必然的に達成しえず、かつ達成してはならないもの」として、意図＝志向のテロスに対する構造的説明を与えていた。すなわち、「充実性は意図＝志向のテロスですが、そのテロスの構造とは、意図＝志向がこのテロスを達成してしまえばそれらは共に消失し、互いに麻痺し、動けなくなり、死んでしまうというものなのです」（233）。テロスの達成とは端的に「死」なのであり、むしろその達成不可能性、終わりの不在においてこそ、意図＝志向の運動は駆動し、生き続ける。結局のところ「このようないくのなきは、意図＝志向の目的論的本質の外在的残滓なのではなく、最も内密で最も還元不可能な他者として、他者そのものとして、その本質に、その本質において帰属しているのです」（234）。

問題はあくまで不在が、可能性として機能しているその構造である。「通常ケース」の通常性（つまりは意図や規約といった超越論的審級の権能）は、こうした不在の機能に媒介されることでこそ主張されている。そのような不在を可能性として露呈させる限りで、むしろ「限界ケース」はたんなる補足、追記、例外に押しやられるべき偶発事であるどころか、逆説的にも「通常ケース」を範例化するのだと言わなければならない。実のところ、デリダの脱構築的身振りを一貫して動機付けているのは、このような目的論的に本質化された価値（意図の充実、規則隨順の一致、コンテクストの飽和、等々）が、それによって排除された従属的価値を自らの内在的な構成要素としてつねに必要としており、その限りでこの「本質」（現前、同一性、内部……）があらかじめ「非-本質」（不在、差異、外部……）の可能性によって穿たれ、分割されることではじめて機能しているという過程を論証し続けることである。不在の構造的可能性を考慮に入れたこうしたエコノミーの分析は、規約であれ意図＝志向であれコンテクストであれ、それらの価値を規範化し階層化することで体系化される伝統的な言語理論の構築がつねに到達されぬものとして構造化されていることを示すだろう。不在における反覆と言うことで主張されるのは、言語のイデア的同一性を規整する諸審級をそれ自体として破壊したり否定することではなく、それらの機能を古典的な要請の必然性においていつたん受け容れた上で、同一性の生成と解体の二重化のプロセスを通じ、それらの審級が抱えている目的論的な構造的限界、さらにはこの構造を条件付けている倫理・理論的決定を暴き出すことなのである。理論的言説は、注意すれば避けられたような偶發的な論理的不整合によってではなく、まさに厳密に理論的であるからこそ、ある倫理的命令（一定の形而上学的価値を序列化し階層化することで当該の理論を理論として組織する命令）を内在化している。かくして「反覆可能性の構造は、内部と外部との境界線の単純性、諸項間の継起もしくは依存の順序＝命令を搔き乱し、排除の手続きを禁止する（それを妨げ、不当なものとする）。それが反覆可能性の法である」（171〔161〕）。

「うした」とからしかし、反覆可能性のあくまでも両義的な性格が帰結するだろう。「(同一化する) 反覆可能性なくしてはイデア化はなく、しかし同じ理由から（他化する）反覆可能性ゆえに、純粹なままで全ての汚染を免れたイデア化といつものもない」(217)。反覆可能性が同一性的可能性の条件であると同時にその不可能性の条件と言われるのはこの意味においてであるが、おもにそれゆえにこそ自らが条件たる」との根源性を失効させざるをえない。「根源は、根源としての価値を有し自己維持するためには、根源的に自らを反復し他化=変質させねばならない」(反覆可能性のパラドックス)⁽¹²⁾。実のところ、同一物の反復ではない反覆とは「」とを説明するのに「不在そのものにおいて反復する」という最小限の再認可能性や「同一性を反覆可能にする」¹。そのものをその都度同時に自己指定しつつ当の同一性を構成する」といった言い方は、反覆をそれ自体として解説しているよりも、あくまでイデア的反復との関連で、その逆説的な限界における還元不可能な残余として邇行的に示すにすぎない。つまり事態そのものとしてはあらかじめ再マーク化された(re-marque) マークがつねにすでに指摘されといふ (renarrar-qué) だけで、結局は、何が反覆されるのか、なぜ反覆するのか、といった根本的な問いには決して答える「」とがなこのである (もしデリダの「示差的なマークの非現前的・残遺」(32 [24]) という言葉をそのまま見なすとすれば、この奇妙な造語 (残遺 resistance 「残余=抵抗、再・存立」) が要請された困難を理解しないことになろう)。「反覆可能性」と呼ばれる何ものかについて語るために、我々はそれを名指し、同定し、記述せねばならず、そうすることであたかもそれが一つの対象であるかのように扱わねばならない。換言すれば、我々はそれを、それ自身が疑問に付しているはずの仕方で把握せねばならなくなむ」(14)。かくして反覆可能性はそれ自体としてはアポリアであり、意味内容を持たない準概念にとどまる。それは究極的にはまさに誤解される」といふ理解されないのである (「有限責任会社 abc...」における「」タイプの仮説 (81 [97]) を想起しよう)。だからこそデリダはサールを直接批判せず、「署名出来事 コンテクスト」がその効果においてもしろ命中」[toucher] 説解されたときの話なのだ (85

[100]）。その感触がなければ、「有限責任会社 abc」のよはないびつなまでに膨れ上がりがつたテクスト——「舌なめずりせんばかりに、相手を文字通りまるごと呑み込み体内化すね」とは、「快樂」を覚え、それによつて肥え太つてゆく一種の怪物」⁽¹⁵⁾——が喚起されるのはなかつただろう。

二 行為遂行性から遂行可能性へ

言語の超越論的審級における不在の構造的可能性は、それを説明するかにみえる概念（反覆可能性）の自己複雑化をも解消不可能にする。このことが要請しているのは、決して「蒙昧主義」（216, 257n）への撤退などではなく、いかなる立場からであれ、こうしたアポリアを一定の倫理目的論的諸契機として内在化させる」とによって即の「理論的」決定が為されているのだという」とへの最低限の認識である。言語行為論が、脱構築がそうと名指される以前において切り開いていた分析の空間は、まさしくこのような認識を可能にする次元として示される」とになるだろう。言語行為論と反覆可能性の議論との内在的連関を明確化し、この連関においてオースティンや言語行為論のテクストの全面的な再読を準備するために、ここでは暫定的にではあるが、次のようない方針を素描する」とがでわかる。

(1) 全面的スピーチ・アクト。オースティンが自ら「哲学史上における最も偉大で、最も有益な革命」(HW, 3[8])⁽¹⁶⁾と呼ぶ」とも辞さない言語行為論の要点とは、あざもつて、文一般の機能の条件を規定するにあたつて、事実確認的（コンスタティヴ）／行為遂行的（パフォーマティヴ）と呼ばれる区別を導入したことにある。すなわち、文の役割が、真偽のいずれかにおいて事実を記述するような陳述文（事実確認的言明）の役割へと還元されるべきものと考える伝統的想定を「《記述主義》的譏諷」(HW, 3 [7]) へと斥け、そこには還元不可能な次元、つまり「文を発する」とが当の行為を實際に行ふ」とは思ひながらな」(HW, 6 [11]) ような次元、言及内容が言及行為その

ものによって構成されるパフォーマティヴな次元を分離する」とである（「私は約束する」等々）。しかし、ここで注意しなければならないのは、事実確認的／行為遂行的という区別の非対称性である⁽¹⁷⁾。そもそもこの対立は文の集合全体を相互に排他的な二つの言明群に分割するものではなく、文の統辞形態からは識別不可能である（「野原に牛がいる」）という発言は、警告であるかもしれないし「……」たんに風景を描写しているだけかもしれない」HW, 33 [56]）。この区別を決定するためには、「発言が行われている全面的状況」（HW, 52 [91]）（諸々の習慣＝規約やコンテクストの全体）を考慮する必要があるとオースティンは述べているが、もちろんそのような全体性はそれ自体が分析をする個々の文の集積から出発して考えるほかはない以上、部分・全体の循環において問題は先送りされたにすぎない。しかし少なくとも確かなのは、陳述がそれ自体他にも数あるうちの行為の一つであり、それゆえ「陳述の真偽が、語の意味だけに依存するものではなく、いかなる状況でいかなる行為を遂行しているか」といふことにも依存する」（HW, 145 [242]）からには、まずもって、記述的な事実確認的な次元をそれ自体発語行為として構成するパフォーマティヴの構造を想定しなければならないといふこと、⁽¹⁸⁾のようないくつかの状況の全体性が「全面的スピーチ・アクト」（HW, 52 [91]）について捉え直されるべきであるといふこと、結局のところ、こうしたコンスタティヴ－ペフオーマティヴの連鎖そのものを非規約的な仕方で根源的に指定するような純粹な「原初的パフォーマティヴ」（HW, 69 [121]）へと遡行せねばならないこと⁽¹⁹⁾とある。

(1) 発語内的語力。あらゆる発言のうちにその機能の条件として遍在する行為遂行性の次元の発見に応じて、オースティンは一つの発語行為に対しても、一つの機能、すなわち当の発語行為のうちで遂行されるもう一つの言語行為たる「発語内行為」（約束、命令、宣言等々）と、その遂行によって受け手に一定の効果を及ぼそうとする「発語媒介行為」（受け手の感情等々を実際に引か起^ル）との二つの相を区別すべきことを提案し、より一般的な言語行為論の構築にむけて「発語内的語力 (illocutionary forces)」の学説」（HW, 100 [173]）を見出した。デリダはま

おじいの「力」の喚起のうちに、古典的な真理概念（アデクラチオおよびアレー・ティア）から免れることによつて「一」の状況を産出ないし変形する」(37 [28]) パフォーマティヴの構造を認めていたように、我々はこゝに反覆可能な性と行為遂行性の並行性を解明するための手がかりを指摘することができるだろう。というのも、言語に内属する不在の構造的可能性とは、実際、発語的な力そのものだからである。これは、パフォーマティヴな言明の自己反照的かつ自己言及的な性格、自らがその都度構成する特異な現実を指示するという性格から理解される。エミール・バンヴェニストが指摘したように、そもそもパフォーマティヴの遂行的本質とは、それが固有の一回性において発せられるということである。ある遂行的言表は、例えばオーステインが分類したような特定の「遂行動詞」の形態に基づいて成立するのではなく、むしろそれからは独立したまま「一度かつ一度限り、定められたある時と場所という特定の状況のもとにおいてしか実現されえない。それは描写の価値でも、規定の価値でもなく、[……] 実行という価値を持つてゐるのである」⁽¹⁸⁾。繰り返すが、パフォーマティヴの成立は文の統辞形態に依存しない。それが一個の行為たりうるのは、それ自身が作り出されるところの唯一の状況における出来事を自ら作り出す」とによって、出来事となるからである。この唯一性、一回性がなければ、いかなる言明も空虚な形式にとどまり、それが特定の状況で実際に「何事かを為す」ということはないだろう。にもかかわらず、この一回的な出来事が出来事として同定されるためには、この一回性がそれ自身つねにすでに反復可能な形式において媒介されていなければならぬ。もちろんそうした形式をコンテクスト上の諸々の規約として相対的に規定しているはずの「全面的状況」は、それ 자체、我々が問うてゐる当のものに依存してゐる。発語的な力は、「全面的状況」たるパフォーマティヴ・コンスタティヴの連鎖それ自体を反復可能な形式として創出する原初的パフォーマティヴの力である。事後的にしか見出されないこの形式をあらかじめ指定しつつ、それに照らして自らの特異な出来事を成立させる自己定立的な機能こそ、パフォーマティヴに固有の「自己指示＝参照的 [sui-référentiel]」⁽¹⁹⁾ 性格なのである。こゝの自己指示性、

より一般には自己反照性は、しかしながら一つの自己触発的な基体、完結した自律性として積極的な意味で受け取られるべきではなく、反覆可能性と同様、あくまで不在の可能性によって構造化された機能である。なぜなら、発語内的行為はそれ自体としてはトートロジー的な自己言及に帰着するがゆえに、そこに不在の可能性を含み込むことでしか、諸状況において反復可能な価値を持つ（つまり指示的な力を持つ）言語存在として自身を指定することはできないからである。それ自身が不在の可能性（純粹な現前の不可能性）に媒介された指示作用は、それ自身の言い表す指示と自らの条件への指示とに内的に分裂したまま決して噛み合うことがない（おそらく我々はここに原初的パフォーマティヴに固有の根源的な「遂行論的矛盾」——もはや「矛盾」という語が適切であるかどうかはともかく——を見出す⁽²⁰⁾）。いわば「一個の発言が意味しているもの以前に、それが意味している」ということを意味する⁽²¹⁾というこの二重性（言明存在と言明内容、発言の *factum* と *dictum*）の距たりのうちに発語内的な力が書き込まれているのである（これはデカルトのコギトの構造にも類比的である⁽²²⁾）。

(三) 根底的政治化。しかしながら、このようにパフォーマティヴの両義的性格を統合する発語内的な力の作用をそれ 자체として一元的に見出す限り、以上の議論はあくまでもフィクションにとどまるだろう。力は、あくまで不在の可能性としてのみ思考されねばならない。デリダも「後記」のなかで「権力や力と名指される当のものは決して存在せず、ただ権力の差異および力の差異が、量的であると同様に質的であるところの諸々の差異だけがあるのだ」という事実を考慮すること（275）を強調しているように、パフォーマティヴの力は、所与のコンテキストにおいて示差的に規定された諸々の指示的決定から遡るのでなければ、それ自体としては何ものでもない（たんに神秘的な実体Xでしかない）。反覆可能性の概念が不可避的な自己複雑化を経なければならなかつたのと同様、行為遂行性の概念は、あるスピーチ・アクトが抽象的にではなく実際に成立するという限りで（経験の根底的な還元不可能性）、その効果において既得の事実確認的言明から事後的に規定されるということによつて、不純なまま把握されるほか

はないのである。しかしながら、逆にその不純性ゆえに、行為遂行性は、「所与」「既得」「自明」と見なされたコンテクストや慣習性、社会性に必然的に関与することができ、そこに介入しそれらを動搖させ変形する契機を自身の発語内的な諸力として与え続けるのである(23)。

いかなるパフォーマティヴの成否も一定の事実確認的言表として述定されざるをえず、このコンスタティヴそれ自体もまたつねにすでに行為遂行性によって媒介されていたことで再び変形を蒙らざるをえない。そうした意味では、成功したパフォーマティヴなど存在しない。繰り返せば、より厳密に言って、パフォーマティヴはそのものとしては存在しない。「それはおそらく存在しない」という、*«qu'elle n'existe peut-être pas»* (36 [27]) も、デリダは「署名 出来事 コンテクスト」のなかでエクリチュールをその反覆可能性ゆえに存在論的言説の二者択一から免れさせるべく記していた(156 [151])(24)。一個のパフォーマティヴもまた存在／非存在の対立はもちろん、成功／不成功、適切／不適切、幸／不幸といった対立のなかで最終的に規定されることがない。それは存在しないだろう、おそらく。しかしそのようなものとしておそらく存在するだろう、あるいはむしろ「何事かを為す」だろう。「おそらく (peut-être)」とおそらく「言つ」とができるだろう——可能—存在としてのこの様相を自己言及的な言表で強調しなければならないのは、まさに行為遂行性のパラドックスゆえにである、すなわちパフォーマティヴの存在がその非存在の可能性によつて媒介され、成功したパフォーマティヴがその失敗の可能性によつて媒介されていたことで、成功した遂行はつねにその遂行の失敗の遂行へと転じうるからである。デリダが別のところで記していた言葉を借りれば、パフォーマティヴは倒錯遂行的 (perverformative) である(25)。パフォーマティヴ／コンスタティヴが入れ子状に規定し合うエコノミーの無限は、「おそらく」の様相において、完遂されないスピーチ・アクトの決定不可能性を露呈せると同時に、自身のプロセスがこの様相を条件として規整される有限性であることをも自ら告げている。パフォーマティヴの達成を宙吊りにしつつ「おそらく」と述べる」とてこの様相が指し示すのは、パフォー

マテイヴが出来事として介入する位相、つまりパフォーマティヴが自己反照的に規定し規定される円環を切斷しこのエコノミーを再決定する契機なのである。もちろん「おそらく」と言っている以上、この円環の外部に立つことはそれ 자체不可能であり（円環の外部とは定義上「ねに円環に内化される〈内部の外部〉である」、当の出来事や再決定の内実をあらかじめ計算したり予見する）とは問題にならない⁽²⁶⁾。事實上「」で要請されているのは、徹頭徹尾、事実、確認的言表においてこのエコノミーの体制を可能な限り厳密かつ緊密に辿り直し続けることであり、そ「」で争点となる賭け金を当の体制が麻痺するに至るまでその内側から誇張法を以て競り上げる」となのである——おそらくは倒錯遂行的に。

可能性としての行為遂行性（遂行可能性 *performativity*）が以上のように素描されるとしても、そこには含まれた諸問題について、オースティンのテクストそのものはいまだ検討されるべき大きな余白を残している。一方においてオースティンは「パフォーマティヴの純粹性」（*HW*, 150 [251]）が維持できないことを正当に明言しており、實際「発語内的諸力」そのものを考察の対象にする」とはない。他方そこからオースティンが目指すのは「明示的な遂行動詞」の分類を経て「発語内的諸力のリスト」（*Ibid.*）を枚挙する方向である。しかし、「」のような自身の分析対象を見出しへくる言語行為論そのもののパフォーマティヴの身分が問われなければ、つねに当の「理論的」言説は「それが分析すると主張する対象そのものの内に包含され、そこで〈部分決定〉したりされたりするものとして現れる」（136 [136]）（「有限責任会社 abc...」における「セット」タイプの仮説。デリダは集合論のパラドックスに言及している（231））。したがってその限りでは、言語行為論はその方法論的前提のうちに、自らが問うべき分析対象の行為遂行性を密輸入してしまうのであり、「所与の倫理によつて与えられた倫理的諸条件を再生産することになる」（221）。」のような意味でオースティンが、分析の開始にあたつて、発言の「不眞面目で」「変則的な」「隱喩的」用法を、「眞面目で」「正常な」「字義通りの」用法に寄生していると見なすこと）で自らの研究対象から排除したという

こと（いわば眞面目さの所以を眞面目に問わないことの不眞面目さ、つまりは言語行為論自身の行為（倒錯）遂行性）、そしてそれをデリダが、すでに述べた身振り（テクストのエコノミー分析）を通じて問題化したということ――言うまでもなくそこからサールとの論争が始まつたのだが――こうしたことを通して『有限責任会社』において繰り返し事実確認的言表として示されるのは、どれほどまでに「暴力が、政治的なものであれ他のどんなものであれ、諸々のアカデミックな討議や知的論議一般のうちに作動している」(203)のかという刻明な記録、「アカデミックな討議のコードのもとに隠された（哲学的、倫理的、政治的）公理系を読まれるべくする」(205) というそれ 자체執拗なまでの試みである。

デリダのテクストが、形而上学のそうした倫理一目的論的閉域を限界画定しようと企てるものではあるにせよ、行為遂行性の構造的な不純性ゆえに、そのテクスト自身もまた決して中立ではありえず、したがつてそこに書き込まれたもう一つの倫理性、別の行為遂行性が読み取られなければならない。確かに『有限責任会社』においてそれぞれに選ばれている「寄生的」文体は、それゆえに特異なパフォーマティヴにおいて再読されうるし、されるべきである（デリダ自身それをある程度意図しており、その文体を「二重のエクリチュール」(206)と呼ぶ）。しかし繰り返し強調しておけば、脱構築の関心は、ある倫理に突き付けられる対抗倫理、ある暴力に突き付けられる対抗暴力、等々をそのものとして提起することにではなく、むしろつねにそうした二項対立の両極が弁証法的に強化し合うエコノミーの分析に向けられる。デリダであれ、オースティンであれ、言語行為論であれ、脱構築であれ、こうした名のもとに置かれたテクストをこのような倫理性のエコノミーの外で読むことはできない。このエコノミーはつねに分析を必要としているが、少なくとも行為遂行性、反覆可能性は、それがこうしたエコノミーを中断し変形し再開始する構造的契機のための諸条件であるということを教えている。我々は、内在的な外部を告知しているこのよ

うな条件のうちに根底的政治化と呼ぶべき契機を見出すだろう。それは、いかなる倫理学も政治哲学も成すものではないが、ある哲学の政治、理論の政治、思考の政治といったものを露呈させるための不可欠な礎石である。それゆえ以後、当面続行されなければならないのは、この契機との主題的かつ理論的な関連において、まことに『有限責任会社』⁽⁵⁾、他の言語行為論のテクスト（オースティン、サーク、グライス……）だけでなく、また『有限責任会社』以降、もはやほとんど言語行為論に「言及する」となく積極的に「使用する」とことによって、とりわけ「倫理-法 政治的」主題をより明示的に論じ始めたかに見える近年の『デリダのテクスト』（『法の力』、『マルクスの亡靈たち』、『友愛の政治』、『信仰と知』等々。私の考えでは）へした「変化」はポール・ド・マンの役割が決定的に思われる⁽⁶⁾、あるいはそうしたテクストに關わるあらゆるテクストを、それらの組織するエコノミーを自ずと変形し複雑化せざるをえないまでに、尊重し読解する作業だと云ふことになるだろう。

註

- (1) Jacques Derrida, *Limited Inc.*, Galilée, 1990. 以下、丸括弧内の数字のみのものは本書頁数を擧げる。「後記」を除く邦訳は『現代思想』一九八八年五月臨時増刊号（16-6）を参照。」「」の頁を付記する。あだ引用での強調は原文に従う。ちなみにいれの三つのテクストの初出時の語は、それぞれ、仏語、英仏語同時、英語であり、「後記」の初出となつた英語版単行本（*Limited Inc.*, Northwestern University Press, 1988）が、仏語版より一年先行してゐる。しかしながらとは、このテクストのコントекストが、必ずしも層性を考慮する上で鉛記されねども。

- (2) John R. Searle, "Reiterating the Differences: A Reply to Derrida," *Glyph* 1 (1977), p. 198. 邦訳、前掲『現代思想』七一頁。なお、デリダの「有限責任会社 abc」に対する再批判として最終的位置づけが如何かは疑問の余地があるが、サークはこの論争に関連して後に二つの文章を發表してゐる。“The Word Turned Upside Down [A review of Jonathan Culler's *On Deconstruction*]," *New York Review of Books*, 27 Oct. 1983, pp. 74-79, reprinted in *Working through Derrida*, ed. Gary B. Madison, Northwestern University Press, 1993, pp. 170-183; "Literary Theory and Its Discontents," *New Literary History*

25.3 (1994), pp. 637-667, reprinted in *Beyond Poststructuralism : The Speculations of Theory and the Experience of Reading*, ed. Wendell V. Harris, Pennsylvania State University Press, 1996, pp. 101-136. 相鄰りの二つは、「逸品」におけるドリダが質問状の喚起によって詳細に反駁を加えてくる（へつねた Limited Inc., pp. 222ff., pp. 257n）。それを受けて後者は、サールの「デリダへの再応答を含んでゐるが、その他のサールは、依然としてデリダを「ある種の伝統的なウイートゲン・ショタイン以前の言語観」（p. 639）と与してゐる者も見なす（前者の記事では「論理実証主義」と呼んでいた）ことであつて、非難し続けている。

- (3) ハードルが定説の存在しない iteration に対する、反復 répétition の区別するため、「反覆」による語を充てねりとを明示的に提案しておきたい（ちなみに「有限責任会社 abc」の高橋・増田訳では、répétition = 反復、itération = 「反復」のよくな括弧を付す）ことで便宜的に区別されていたことにむづか。前掲『現代思想』1八三頁参照。「反覆」は、différence と différence のような同音異字語によるエクリチュールの問いを喚起するだけでなく、漢和辞典によれば、「反復」を包摂する多義的な語といふ点でも示唆的である。「(1) ものばくもひか。もひく。まだ、もひばくもひか。もひく。②くらかえす。反復。(3) もく。へひぬる。また、意志や言行のさだまらなかい。④くづがえす。またくづがえる。⑤へらがえす。⑥往復する。(7) あがりわがりする。軒轅」、『大漢語林』大修館書店、一九九一年、一〇九頁（強調引用者）。『有限責任会社』によれば、itération は、サンスクリット語で「他」を意味する itara に由来しており、「反復を他者性に結び付けるロジック」（27 [20]）と闘わってゐる。「反覆」の多義性を利用するならば、例えば次のようないい説明が可能だらう。itérabilité は、「同じものの同一性が他化において、他化を通じて、他化を目指して」（105 [113]）自らのイデア的同一性をくづがえしつつ反復される構造を指し示しており、したがつて「アブリオリにそれ自身の同一性を分割し」からくるものである、等々。
- (4) それゆえ初出だんこつわけではない。iteration による語そのものは、例えば『グリヤーロジー』においてもすでに用ひられていた。Cf. *De la grammaticalie*, Minuit, 1967, p. 298.
- (5) 「署名出来事」の講演の後に行われたリクールらとの討議におけるデリダの発言。前掲『現代思想』六一頁。
- (6) 最近出版された次の書物は、今世紀の法哲学におけるケルゼンやハートに始まる流れを「法の自立性」と「言語論的転回」という主題から一貫して整理するところによつて、デリダの『法の力』をも視野に取めながら、明快な見取り図を与えてゐる。中山龍一『二十世紀の法思想』岩波書店、一〇〇〇年。
- (7) 例えば次を参照。高橋哲哉「言語・行為・意識——デリダのオースチン批判についてのノート」『アカデミア・人文社会科学編』四二四号、南山大学、一九八六年、一九二一～一八頁。野家啓一「言語論的現象学」の可能性と限界——オースティンとデリダ

リダーサール論争『言語行為の現象学』勁草書房、一九九二年、二七三～一九八頁。なお、両者の間には注目すべき対立が存在している。議論の先取りを含んでしまったが、簡単に見ておこう。野家がこの論文の結論部で「慣習」のもつ歴史性、すなわち歴史的に生成し、伝承されたものとしての「慣習」は、「反復」の内実にも影響を及ぼさずにはいない（前掲書、二九五頁）とし、「反復可能性」と「慣習」概念を「重ね合わせる」方向に進むのに対し、高橋は別の論文の注記で「前者が「コード」や「コンテクスト」の概念への根本的批判を内包しているかぎり、両者の差異を強調することが重要」（逆光のロゴス）未來社、一九九一年、二九八頁）と異議を唱えている。しかしこの「差異を強調する」ためには、これらの論文を見る限り、こゝで言われる「根本的批判」（『有限責任会社』における反覆可能性の、とりわけコードや慣習＝規約概念に対する関係）が實際どういうものであるのかについて、さらなる明確化が必要であるよう思われる。慣習について野家の言う「歴史性」「歴史的な生成」「歴史的沈殿の所産」がいかなる含意をもつのかは別に検討せねばならないとしても、我々は以下で、反覆可能性がはじめからこうした歴史性をこそ説明するものとして持ち出されているところと、「このことは「慣習」が「反復」の内実に影響を及ぼす」と対立しない（だからこそ「反復」ではなく「反覆」が問われるのだが、こうしたことは反覆可能性と慣習概念を「重ね合わせる」理由にはならない）ということ、むしろ反覆可能性が示すのは慣習＝規約の根底的な不在の可能性であるということを見るだろう。実のところ『有限責任会社』の言語行為論批判は、主に意図＝志向（とそれを発言原点とするコンテクスト）のカテゴリーをめぐって主題化されており、発語内的行為の構成要件を「意図」ではなく「慣習」に見出す規約主義的立場（野家論文の主張の力点はむしろこの立場にある）への関係が見えにくくなっている。反覆可能性の概念を可能な限り一般化し、そこに含意される規約主義への批判をはつきりさせるため、以下では「不在」という語を、意図＝志向の構造における意味充実性としての現前に対立させるだけでなく、言語の機能を規整するあらゆる超越論的審級（厳密には超越論的シニフィエ）の欠如という意味にまで拡張して用いてることに注意されたい（これはどんな「不在」も同じだと言つていいのではなく、各々の「不在」の機能が共有する構造的価値を問題にしているのである）。それゆえ『有限責任会社』でも述べられていないわけではないのだが（他にも例えpp.40〔30〕Hでは「記号の恣意性」が喚起されている）、私見では、より明示的な意味で、デリダ自身が「慣習＝規約」概念をいかなる仕方で問題化するのかを理解するには『法の力』の記述を待たなければならなかつたように思われる（特にそこでは慣習性が法＝権利droitの側に属するものとして法 loi の概念から区別される。以下に示唆するように、これはいわゆる「根元的規約主義」の立場に近づくだろう）。

(8) 一見したところ「署名出来事 コンテクスト」では、行為遂行性の概念は、「ある一般的な引用可能性」(44 [33])としての

反覆可能性に包摂されで位置づけられるべき、あるいはより一般的に置き換えられるべき「契機」でしかないように思われる。実際、言語行為論の言う act 「行為= 踏在態 (→active-active-activity)」の価値は、現前の形而上学的価値を前提としているがゆえに一貫して保留われてゐる (114 [120])。確かに「署名 出来事 コンテクスト」でデリダがエクリチュールとの関連でオースティンから直接脱構築的契機として取り上げてゐるのは「署名」の審級である。にもかかわらず (act というより) performative をめぐつて『有限責任会社』のコンテクスト的な価値を重視する我々の読解にとって、以上の問題化は不可欠である。

(9) ウィートゲンシャタイン-クリップキの規則論がいかなる基礎づけ的含意——例えば懷疑的に取り出されたはずの言語ゲームの規則を再び生活形式や共同体的慣習といった間主観的実践様式として見出すような議論——も持つものではないところと並んで、最近出た次の論文が明確に主張してゐる。井上彰「言語ゲーム論のネガティヴィズム」『相関社会科学』第九号 (1999)、東京大学総合文化研究科国際社会科学専攻、11000年三月、四八~六五頁。

(10) Cf. Ludwig Wittgenstein, *Philosophische Untersuchungen*, sec. 201 et passim; Saul A. Kripke, *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Harvard University Press, 1982, pp. 17ff.

(11) Cf. Jacques Derrida, *Force de loi*, Galilée, 1995, pp. 29ff. 邦訳『法の力』齋田研一訳、法政大学出版局、一九九九年、11

大販賣店。

(12) デリダにはクリップキはあるなり、ウイートゲンシャタインへの実質的な参照は皆無に等しいが、この構造は、『法の力』における「ウイートゲンシャタイン的」も呼ばれてゐる以下の議論に現れる。Jacques Derrida, *Force de loi*, pp. 34ff. および pp. 50ff. 邦訳『法の力』1111頁以下、五四頁以下。いかれにせよ、我々の議論の精緻化のためには、クリップキ以後のウイートゲンシャタインの読み解き、ダメシームによって提出された根元的規約主義、デイヴィッドソンの解釈理論等のコンテクストのなかで、デリダの規範論-言語ゲーム論を確定してみる作業が有益だ。まことに、Samuel C. Wheeler, *Deconstruction as Analytic Philosophy*, Stanford University Press, 2000¹³ また、デリダとウイートゲンシャタインの日本語の訳文は、森本浩一「墮落」¹⁴ における「デリダとウイートゲンシャタインの場合」『現代思想』一九八七年五月号、九〇~一〇四頁がある。

(13) *Force de loi*, p. 104. 前掲邦訳『法の力』111回頁。

(14) Samuel Weber, "It," *Glyphe* 4 (1978), p. 8. なお サムエル・ウェーバーはいついた理由を命じ、指示代名詞 it (もちろんればフハヘベ語の ça を翻訳する) が「ヘルツールにおけるヒューマンの、ルーゲルにおける絶対知の、フロイドにおけるロスの記憶、および女性形所有語」 (158n [182]) を想起させる) を iterabilité の略称とする提案してゐる。

- (15) 豊崎光一「怪物の肖像、あれこれ論争術の極端なつくり」、『クローラク』水声社、一九八九年、115頁。
- (16) J. L. Austin, *How to Do Things with Words*, 2nd ed., Harvard University Press, 1975. 邦訳『言語の行為』坂本百大訳、大修館書店、一九七四年。訳者 HW 久留記。
- (17) Cf. Shoshana Felman, *Le Scandale du corps parlant : Don Juan avec Austin ou la séduction en deux langues*, Seuil, 1980, p. 108. 邦訳「ハシマヤナ・ヒカル」、『船と身体のスキヤハタハ——ソノ・ハサヘムカーベトハ』、あれこは二重語による談話』立川健二訳、勁草書房、一九九一年、九五頁。
- (18) Emile Benveniste, "La philosophie analytique et le langage," in *Problème de linguistiques générale*, t. 1, Gallimard, 1976, pp. 273. 邦訳「田・久保・山口・久保・山口・久保『一般言語学の語問題』みずき書房、一九八二年、115頁。
- (19) Ibid., p. 274. 邦訳、同頁。
- (20) ハシマヤナ・レカナティによれば、遂行論的矛盾は、その独自の形式によって他の矛盾とは明確に区別される。「偽である通常の総合命題と論理的矛盾の中間に」、遂行論的矛盾がある。偽の総合命題は事実によつて矛盾するのであり、論理的矛盾はそれ自身と自己矛盾しているのだ。遂行論的矛盾はと言えば、事実によつて矛盾してゐるときに自己矛盾をもつてゐるのである。〔……〕遂行論的矛盾とは、それ自身の言表行為の事実に矛盾する命題である。François Récamati, *La transparence et l'énonciation : pour introduire à la pragmatique*, Seuil, 1979, p. 197. 邦訳『トドキの運営——現代記述論序説』菅野盾樹訳、新曜社、一九八一年、115頁。訳文変更。我々は、じつは遂行論的矛盾特有の種差性を認めていむ、この「矛盾」だ。さて、その強い意味で——あいあいペトオーマティクの可能性の条件を構成する矛盾とつて見出しつづく。
- (21) Rodolphe Gasché, "“Setzung” and “Übersetzung”" in *The Wild Card of Reading*, Harvard University Press, 1998, p. 17.
- (22) Cf. Jaakko Hintikka, "Cogito Ergo Sum: Inference or Performance?" (1962) in *Knowledge and the Known*, Reidel Publishing Company, 1974, pp. 98-125. 邦訳「ヤーカ・ヒントイッカ」「カギー・ヒルカ・スムは推論か行為遂行か」小沢明也訳、『カルト研究会編『現代カルト論集II・英米編』勁草書房、一九九六年、115-153頁。および、レカナティ、前掲書、pp. 198ff. 邦訳115頁以下。言語行為論がパフォーマティクの自己反照的構造を見出したところによつて、それらの問題は、論理的な同型性においては、ケゲルの思弁的反省を頂点とする大陸哲学の主觀性理論の系譜へと、つまり言語行為論が一端は断ち切つたはずの伝統的な問題系へと再び繰り込まれるようになる。今世紀の解釈学や言語行為論にも及ぶ反省哲学

のじつした問題系について、ローラン・ガシエが論理的にも哲學的にも一貫した極めて明快な説明を述べてゐる。Cf.

Rodolphe Gasché, *The Train of the mirror*, Harvard University Press, 1986, Part I: Toward the Limits of Reflection.

(23) やれぬえに例えば「行為遂行性を、明確な起源や目的のないあがめの都度刷新する行動と理解すれば、最もいい」発話は最終的に、特定の発話者やそれを生み出した最初のコンテクストによって定義されるだけではなく、コンテクストを断ち切る能力によっても記し付けられている。した

がって行為遂行性には、それが断ち切るコンテクストによっておそれ行為遂行性がまだ可能にならぬような、固有の社会的時間性といふものがある。Judith Butler, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, Routledge, 1997, p. 40. 翻訳、ジエラード・ペトラン・ペトラン、「触発する言葉——パフォーマティヴィティの政治性」竹村和子訳『思想』一九九八年一〇月号、四一頁。
(24) しかもこれはそれ自体が、デカルト『形而上学的省察』第五章のタイトル「物質的事物の本性」について。そして再び、神について。それは存在するところなり」と「而用」か「使用」かは由吊りにしてある（かつてカルメのタイムルームで用なしで使用されて書かれたものである）ことが指摘されている。詳しく述べ *Limited Inc.*, pp. 154 [149] ff。

(25) Cf. *La Carte postale*, Aubier-Flammarion, 1980, p. 148. デリダは、ガリエナー・バーマンバーの読解は假想されて最近のヘベヌンにおけるの語を援用してゐる。“Marx & Sons,” in *Ghostly Demarcations: A Symposium on Jacques Derrida’s Specters of Marx*, ed. Michael Sprinker, Verso, 1999, pp. 224ff.

(26) 「有限責任会社」において暗示的につか用ひられた「おそらく」の様相をいよいよ強調していくべく必要があるのは、実のところ他方で、デリダが「有限責任会社」以降、とりわけ九〇年代のテクストにおける出来事の諸相（生起、到来、逢着、歴史、時間性、等々）を喚起すべしとの言葉を積極的に援用し、繰り返し練り上げてこらへんのである。そこでは「おそらく」の様相において、出来事が、待機する」となく待つてこらる地平にあってこらなる予期の超出しつつ不意撃ちあるもの（たんなる未来 futur から区別された将来 avenir）として強調されてゐる。Cf. 例へば ‘Force de loi’, pp. 60ff. 前掲邦訳、七〇頁以下、および *Spectres de Marx*, Galilée, 1993, pp. 62ff., *Politiques de l’amitié*, Galilée, 1994, pp. 46ff. 等々。

(27) 本稿ではほとんどの扱いがやめなかつたが、とりわけ精神分析と（より具体的な）政治との連接関係が改めて読まれるべきである。一方に無意識、抑圧、享楽、体内化、喪の作業……、他方に警察、裁判所、トカゲリー、シャーナリズム……」へしたモチーフの緊密な織り合わせが、別のところでデリダが「アラグラマーロジー」(274n; cf. “Mes chances: au rendez-

vous de quelques stéréophonies épiciennes," in *Psyché, Inventions de l'autre*, Nouvelle édition augmentée, tome I, Galilée, 1998) へ言ふのを形ぐるだね。

(28) ヌ・マハがアリダに先駆けて、かにしてペフオーマティヴ概念の変形と再練成を行っていたかについては、すでに私は論じたことがある。Cf. 「約束のアレゴリー——〈政治としての脱構築〉試論」 東京大学総合文化研究科一九九八年度修士論文、とりわけ第二章「ディコンストラクティヴ、ペフオーマティヴ」。

■ 本稿は、駒場哲学協会11000年度春期フォーラム（於東京大学駒場キャンパス、11000年四月八日）において発表された原稿をもとに大幅な加筆変更を施して再構成された」とを付記する。